

第102回 経営情報の報告義務化

今年度より全ての介護事業者に経営情報の報告義務付ける制度が導入されます。これに伴い制度の具体的な中身が示されました。合わせて介護事業者が経営情報を報告する仕組みとなる「介護事業財務情報データベースシステム(仮称)」の整備が進められ、来年1月の稼働予定となりました。これにより広く介護事業者の経営情報が公表される仕組みとなります。

介護事業者は、毎年の経営情報を都道府県へ原則事業所単位で報告する義務が生じます。一部の例外を除く全ての介護事業者が対象となります。報告する経営情報は、事

業所の基本情報や収益、費用、職種別の職員数などを義務付ける制度が導入されます。これに伴い制度の具体的な中身が示されました。合わせて介護事業者が経営情報を報告する仕組みとなる「介護事業財務情報データベー

スシステム(仮称)」の整備が進められ、来年1月の稼働予定となりました。これにより広く介護事業者の経営情報を公表される仕組みとなります。

道光熱費などの内訳の提出も求められます。

介護事業者にとってこの報告の義務化は、さらなる業務負担の増大に繋

がることから、不満の声が多発しています。厚生労働省は業務負担の軽減方法を検討しており、例えば報告の期限は、毎年の会計年度終了後から3ヵ月以内と設定。各社の決算期の違いに配慮し、一律の提出期日とせずに、決算期に合わせた提出を可能としています。ただし、初回のみ、今年度中(来年3月)の提出期日とされています。

介護事業者にとっては、大きな業務負担が生じることから、さらなる負担軽減が求められています。他方で、既に決定済みのルールであるならば、意義ある活用に繋げることが重要であるとも思います。

そのためには、まず制度導入の意義の理解が不可

欠です。目的は、「介護として24年度介護報酬改定の基本報酬のマイナス化」として、事業者の経営状況を見定めることで、より正確に把握・分析できます。

今回、介護事業者に経営情報の報告が求められるようになります。事業者の報告が求められるべきことになり、事業者の負担増は間違いないかもしれません。それ故、制度の目的を正しく理解し、正しい経営情報を報告し、結果として適切な経営支援や報酬改定へと繋がるようにならなければなりません。

経営概況調査及び経営実態調査によって、無作為抽出による一部事業所の調査結果が毎年示されていますが、調査票の回収率は50%以下であり、数字の正確性には疑問の声も多いところです。毎年示されるサービス分類ごとの収支差率(いわゆる利益率)の中身に違和感を覚えている方も多くいることでしょう。また、直近の調査で訪問介護が高い収支差率となり、結果

一般社団法人
全国介護事業者連盟
理事長 齊藤正行



財政規律と 介護保険制度改革

～地域包括ケアモデルの確立に向けて～

制度の趣旨、正しく理解を

介護 BIZ

齊藤正行氏プロフィール
2000年3月、立命館大学卒業後、株式会社ベンチャーリング入社。メディカル・ケア・サービス(株)の全国展開開始とあわせて2003年5月に同社入社。現在の運営管理体制、営業スキームを構築し、ビジネスモデルを確立。2005年8月、取締役運営事業本部長に就任。2010年7月(株)日本介護福祉グループ副社長に就任。2018年4月(株)ビースリー・ケアグループ代表に就任。2018年6月、介護業界における横断的・全国的な組織となる一般社団法人全国介護事業者連盟を結成。(株)日本介護ベンチャーコンサルティンググループの代表を務めている。